

古い文書や美術品などを すぐに処分しないでください

志賀町教育委員会

この度の震災で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。震災で家庭や地域の古い文書、美術品などにも被害が出ていますが、これらかけがえのない歴史的財産を将来に守り伝えるため、保全にご協力をお願いします。

古文書、書籍、地図、写真・アルバム、掛け軸、美術・工芸品、民具等は、地域の成り立ちを物語る貴重な資料ですので安易に捨てないようお願いします。

蔵や納屋などの取り壊し、保管している物の処分をお考えの方は、町教育委員会生涯学習課文化財担当までご連絡ください。

志賀町教育委員会生涯学習課文化財担当 **0767-32-9350（直通）**

○ 志賀地域の特色ある記録類

- ・北前船関係資料
- ・巖門など観光地の写真や絵ハガキ類
- ・古文書、祭り等地域の記録など

○ 志賀地域の特色ある記録類

- ・上野布晒用具、安部屋瓦用具
- ・福浦岩海苔用具
- ・旧福野瀉で使っていた湿地水田用具
- ・昔の農具、漁具など

※ 農具、漁具については、町の方でも保管しており、同じ物が複数ある場合はお断りをする事もありますので、ご了承ください。